令和5年度(2023年度)事業計画書

社会福祉法人グロー(GLOW) ~生きることが光になる~

No	目次	ページ
1	法人事務局	1
2	養護老人ホームきぬがさ	6
3	老人ホームながはま	9
4	特別養護老人ホームふくら	14
5	ひのたに園	19
6	滋賀県立むれやま荘	22
7	滋賀県立信楽学園	24
8	東近江障害施設群	27
9	オープンスペースれが一と	3 1
10	滋賀県発達障害者支援センター	32
11	滋賀県地域生活定着支援センター	3 4
12	滋賀県高次脳機能障害支援センター	3 7
13	法人企画局	4 0

法人理念

私たちは次の2つの言葉を胸に、この地域に生きる全ての人の、安心な暮らしが保障され、尊厳を持ってその人らしく生きることができる社会を創っていきます。

「生きることが光になる」

全ての人は自らの命を通して、人に生きることの尊さを知らせるものであると考えます。

「ほほえむちから」

ほほえむちからを、人は誰でも持っています。 向かい合う人に対するほほ えむちから、向かい合う人のほほえむちからを大切にします。

経営方針

ソーシャルインクルージョン推進の担い手としての矜持と実践 さまざまな要因により生きづらい状況の下に生きている人たちを、排除し ない社会を目指すにとどまらず、誰一人として見逃さない社会を創る。そ の担い手であるという矜持を持ち、実現のためにたゆまぬ努力をします。

新しい社会的価値の創出と発信

介護や支援を通して、職員が成長しているという事実があります。アール・ブリュット等、障害のある人たちの表現から多くの感動が生まれているという事実があります。現場で起きているつぶさな事実を私たちなりの言葉で表し、発言することによって、新たな社会的価値を生み出します。

社会性・事業性・革新性のある福祉経営

その時代における狭間の課題を顕在化させ、社会の認知につなげる経営を 行います。また、日々提供している福祉サービスの中にこそ革新性がある ことを心に留め、「思考し、議論し、実践する」を循環します。

法人事務局

福祉経営における令和5度事業計画

持続可能な法人経営をします

各事業における安定したサービスの提供、職員の処遇の向上、計画修繕への対応等を的確に行い、事業を安定的に継続するため、経営指標の目標値の設定・達成への取組や月次 実績分析を通じて PDCA サイクルを実現するとともに、持続可能な法人経営に収益確保 を行います。

ウェルビーイングを意識した人材が定着する環境をつくります

採用活動

- ・計画的に新卒一括採用を進めるとともに、年度途中の採用や募集要件等の緩和、応募書類の簡素化等を含めた幅広い採用について検討します。
- ・ホームページ随時更新、Facebook等の活用による魅力発信を継続的に行います。
- ・所属長の推薦による非正規職員から正規職員への積極的な登用を進めます。
- ・定年退職者の継続雇用を促進し、培われた経験とノウハウを事業運営に活かします。

【目標 退職率6%以下 採用率8%以上】(※退職率 退職者数/正規職員数 採用率 採用者数/正規職員数)

職場環境の整理

- ・ワークライフバランスの実現に向け、個別の事情に応じた柔軟な働き方を検討します。
- ・育児・介護による職員の離職を防ぎ、誰もが可能な限り、仕事と家庭等を両立できるよう 雇用環境の整備や育児・介護休業等の取得の促進など制度の周知を図ります。
- ・ヘルスマネジメントの増進を目的に、定期健康診断やストレスチェックと連携したフォロー体制の構築を目指します。
- ・研修センターと連携し、若手職員等を対象に、自由な雰囲気で職員交流会を定期的に行い横のつながりを深めます。(フォローアップゼミ、若手職員交流会等)

コンプライアンスの推進を図ります

- ・ハラスメントの相談対応に加え、相談体制マニュアルの整備、周知、啓発、相談体制の強化など、ハラスメントのない働きやすい職場づくりに向けた環境の整備を継続して行います。
- ・法人としてのコンプライアンスのさらなる強化に向けて、法令・法人諸規定等の遵守はもとより、社会規範・社会的良識に即した誠実かつ公正な事業を推進します。

法人の収支差額率の目標を定め、達成します

項目	事業活動による収入額等(単位:千円)	
収支差額率	▲2.9%	
事業活動収支	▲77,033千円	
資金収支	9,867千円	

収入目標を達成します

・事業ごとの収入額を全国平均等と比較、また加算の取得状況を把握することで収入の適 正化をはかります。

人件費の適正化をはかります

- ・各施設の収支状況等を勘案しながら、それに見合う配置人数の合意形成をはかります。
- ・現状の人件費や職員構成を分析し、今後の人件費見込みについての検討を継続して行います。

事業費の節減

- ・水道光熱使用量を削減するため、毎月報告と定期的に情報を共有します。
- ・感染症防止対応による旅費交通費、賃借料等の削減をはかります。

事業運営における令和5度事業計画

福祉事業の運営をサポートします

中期計画から

法人内 BCP (Business Continuity Plan/事業継続計画) を整備します

- 事務局のとりまとめによる、法人内 BCP の見直しと具体的応援体制の整備 令和 4 年度の新型コロナウイルス感染症への対応経験を活かし、現状に合致した具 体策を再考し、施設長会議を活用してとりまとめる。
- 新たに災害時における法人内応援体制の職員聴き取りを行い、原案を作成します。
- 配置人数が限られている専門職種のうち、看護師業務について、平時に応援体制の シュミレーションを実施します。
- 各施設および事業所単位で、未整備の事業所には BCP 策定を支援し、整備済みの 事業所には見直しを支援します。

ICT(Information and Communication Technology/情報通信技術)環境を整備します

- 各施設の ICT 環境についての実態調査を行い、現状を整理し環境整備の必要性を 把握したうえで、第3期中期計画期間中での予算化を行います。
- 令和 5 年度中に常勤職員へのガルーンアカウント配布、次年度に向けた短時間雇用 職員へのガルーン利用方法(アカウントの取扱い)についての条件整理を行います。
- ケアコラボ導入、活用への支援を行うとともに、その他の記録ソフトを活用する事業 所との共通化(記録のポイントなど)を支援します。
- 介護□ボ等の調査、導入に向けた検討について、検討委員会を設置して情報収集および導入計画を作成します。

人材育成の充実をはかります

- 研修センターは、各施設等から運営委員を任命して法人全体で運営します。
- グロー人材育成計画第3版の検討委員会を設置して計画を策定します。

その他各事業

研修事業を通した人材育成の充実を図ります(研修センター)

人材育成計画に沿った研修の推進

職階別(必修)研修および主体的な参加による選択研修により、各施設等で行う人材育成や研修と合わせて、資質向上、スキルアップの一助とします。なお、人材育成計画改定に向けた検討を始めます。

○職階別研修(必修研修)

法人で定められた職階の研修に参加することを基本に、共通課題から導き出された テーマと実践に役立つテーマを効果的に組み合わせて実施します。また研修効果・意欲 を高めるために隣接する職階の研修を受講できるようにします。(職名/役割、経験年数、 各施設等の実情に合わせて、所属長推薦と本人希望を考慮します。)一般職のうち経験 の浅い職員に対してはスタートアップ、フォローアップ研修として年次ごとに行います。

職階(受講できる属性)	共通テーマ(例)	実践テーマ(例)
地域限定·短時間雇用職員	・多様な働き方とチームで遂行する仕事	
一般職1年目(スタートアップ)	・キャリア形成	・先輩職員/実践者の話
一般職2年目(フォローアップ)	・後輩を持つことの自覚	・チームワークを発揮する
一般職3年目(フォローアップ)	・初心に帰って仕事の基本	・報連相を活かした業務改善 ・管理者の四つの立場
一般職 4 年目以上·福祉経験者	・先輩としての自己と後進育成	・部下の育成と訓練
中等職および一般職	・チームで遂行する仕事	・人の心理と行動
副主任職および中等職	・困難事例に向き合う心構え	・管理者のリーダーシップ
主任職および副主任職	・高難度の業務とキャリアアップ	・マネジメントスキル
指導職および主任職	・部下の育成とリーダーシップ	※BMC(ベイシック・マネジメント・コー ス)プログラムなども活用します。
監督職および主任職	・施設を担うリーダーシップ	スプラログラムなこの治所のより。
管理職および監督職	・施設・法人経営と人材育成	

社会福祉法人として学ぶべき必須の内容について、法人に設置する委員会と連携し、 動画配信等、オンデマンド形式で学ぶことができるよう取り組みます。

必須受講テーマ	担当する委員会等	
•人権研修	·人権教育推進委員会	
・権利擁護研修	·権利擁護·虐待防止委員会	
・ハラスメント防止研修	・コンプライアンス推進室(ハラスメント対策委員会)	

〇選択研修(専門研修)

各分野の専門的内容について、希望者に応じて内容・講師をプログラムし、5名以上 を基準として開講します。

・スキルアップ研修 (ケアプラン(個別支援計画)作成、アセスメント) ・アサーション			
・アンガーコントロール	・認知症講座	·介護技術講座	·発達障害講座
·行動分析講座	·高次脳機能障害講座	·精神障害講座	・てんかん講座
·相談支援講座			

○「育てる人を育てる」研修講師について

内部講師を育てる視点で、研修講師を選定します。テーマやプログラムに専門性を持つ職員を活用するだけでなく、これからの法人を担う中堅職員や、後進に伝えていく責任のある管理職や監督職に依頼します。

外部講師については社会福祉識者や分野以外の企業経営者、コンサルタント等を活用する等、充実させます。

各地域における相談支援体制の充実・強化に向けた滋賀県障害者自立支援協議会の運営 および地域支援体制強化事業を効果的に実施します(滋賀県障害者自立支援協議会)

事業者選定により、新たに令和4年7月から法人で受託した滋賀県障害者自立支援協議会の運営を継続し、各種会議、委員会の運営および、各種研修の運営を県内関係機関と連携し実施します。あわせて県内関係機関との連携、各キーパーソンの協力を得て、各圏域における地域力の向上や障害福祉事業を担う人材の育成を効果的に実施します。

成年後見制度利用促進に係る東近江圏域中核機関として意思決定支援を基盤とした 権利擁護支援のあり方を発信し続けます(東近江圏域成年後見サポートセンターE-SORA)

成年後見制度利用促進に係る東近江圏域中核機関の委託事業の終了を見据えて、権利擁護支援活動を行います。令和6年度以降は事業を継続しないため、令和5年度内の適正な時期に支援関係機関等へ事業廃止の通知と各市町に事業内容(ケース等)を円滑に引き継ぎます。

令和 5 年度 法人事務局地域共生部 事業計画

1. 基本方針

・障害のあるなしに関わらず誰もが自らの意思により地域において豊かな生活を営める共生社会の実現を目標として、文化芸術活動を通して見える様々なハンディに対してアプローチを行い、その発信を通じて自己実現の機会を創出する。

2. 事業内容

(1)社会的価値の醸成と発信

- ①障害理解や心のバリアフリーの推進
 - ・ボーダレス・アートミュージアム NO-MA を拠点として、障害の有無や国籍に関わらない多様な人々や地域の人々との協働による文化活動を通して、地域における緩やかなっながりの再発見や新たなつながりの創造に取り組む。
 - ・地域で活動する障害のある人とない人の協働による音楽活動を促進するともに、多くの人に鑑賞してもらえる成果発表の機会を企画運営する。
 - ・滋賀県国民スポーツ大会・障害者スポーツ大会の開催に向けた関連事業に参画し、文 化イベント等を通した障害のある人の文化芸術活動の魅力発信及び合理的配慮の提供 に関する普及啓発を行う。

②社会生活におけるアクセシビリティの向上

- ・盲ろうや視覚障害の当事者等と連携し、情報保障を超えた視覚のみではない絵画や造 形作品の鑑賞方法について研究と実践を行い、その成果を発表する。
- ・演劇や映画等における鑑賞サポートの必要性や手段に関する研究と実践を行い、その 成果を発表する。
- ・アクセシビリティの向上を目的としてリニューアルした NO-MA ホームページについて、 障害当事者の協力を得て効果検証を行う。

③文化芸術活動の体験や活動の継続、発表の機会の確保

- ・県内で障害のある人の芸術文化活動を支える人材を育成し、ネットワーク化を促進することにより体験や活動の機会の質の向上と継続を支援する。
- ・オンラインシステム等を活用し、障害のある人が気軽に表現活動を発表できる機会を 設ける。
- ・街中での発表の機会を設け、より多くの人が障害のある人の表現活動を知る機会を確保する。

(2)取り組みの効果・効率の向上と人材の育成について

- ・法人の福祉事業から見える諸課題に対して、芸術文化事業や鑑賞等サポート事業を通して培った知識や技術を活かし、チームによる業務執行を行う。
- ・各職員が自らの担当する事業の魅力法人の内外で発信する機会を確保する。(年度内 1回以上)

令和5年度 養護老人ホームきぬがさ 事業計画

《きぬがさ基本方針》

- 1. 自己実現に向けた支援を提供します。
- 2. セーフティーネットを担う施設としての機能強化に取り組みます。
- 3. 地域に身近な存在となり地域貢献に取り組みます。

① ICF の理念(利用者視点に立った支援)

項目	具体的な取り組み		
	○グループ化(紫陽花デイルーム)の促進(通年)		
	・個々に応じた適切な支援を行い、デイルームの見守りを強化するこ		
	とで、リスク(身体的急変、利用者間でのトラブル等)の回避につな		
ICF の導入	げる。また、利用者との共有する時間を過ごすことで、アセスメント、		
(新たな日中活動の	ー モニタリング、再アセスメントのサイクルが生まれ、質の高い支援を		
取り組み)	提供する。		
	○組みひもの導入(むれやま荘への実習:2回/年) ・生活支援として、生活基盤となる「活動」と「参加」を取り込むこと で、生きがいのある社会参加を目指す。むれやま荘の協力(協働)の もと「組みひも」を取り入れ製作から販売まで行う。 (売上:利用者支援へ還元)		
	O「TPO」に応じた身だしなみへの意識向上(通年)		
 美の追求	(T:時間、P:場所、O:目的)		
大の迫水	・男性利用者には髭剃りや整髪、女性利用者にはお化粧や爪の手入		
	れなど利用者全員に身だしなみへの支援		
	○きぬがさ環境改善キャンペーン(通年)		
というでは、	・利用者も職員も「さん」付けで呼ぶことで人権尊重を意識する。		
で70円の建動	(「ちゃん」、「くん」、「あだ名」は使わない)		
	〇人権研修(2回/年)		
	〇その人らしさの追求(通年)		
社会復帰	・普段の支援や会話の中から、利用者のプラス面に着目し環境因子		
及び社会参加	や個人因子からアセスメントを行うことで、社会復帰や社会参加の		
	可能性を探る。		
	〇アンケート調査の実施		
サービスの充実	・利用者満足度調査の実施(2回/年)		
	・嗜好調査の実施(2回/年)		
	・自己評価の実施(1回/年)		

② 地域貢献事業の強化

項目	具体的な取り組み	
	〇地域に根差したサービス提供(通年)	
 訪問介護事業のあり方	・地域高齢者が可能な限り住み慣れた地域での暮らしを継続する	
初回月設 事未 りのり万 	ためのお手伝いを行う。併せて、施設職員が訪問介護員として定	
	期的に実践を積むことで在宅介護の理解と接遇の向上を図る。	
	〇五個荘地区との防災及び地域福祉の構築(通年)	
	・五個荘地区で開催される定期的な地域会議への参加	
	(ごかしょう安心サポート委員会、五個荘住民福祉会議	
	てんびん倶楽部、てんびんの里みなみ 子ども食堂)	
地域との協働	・出前講座への講師派遣や開催及び新規「子ども食堂」への協力	
	・災害時等の福祉避難場所としての活用	
	〇地域の福祉拠点(AED、備蓄品等)(通年)	
	・きぬがさ所有である災害等対策物資の活用を周知する	
	(会議等を利用して、発信の機会を増やす)	

③ 人材確保・人材育成(1 番働きたい施設づくり)

○ 八竹唯体 八竹月成(「田倒ごだい地政フトケ)			
項 目 具体的な取り組み			
	○職員からの業務改善案やヒヤリハットなどの提出に対し、インセ		
誰もが声を出しやすい	ンティブ(表彰等)による職員のやる気や意欲を引き出し、またハ		
職場	ラスメントの起こらない環境づくりにより、声が出しやすく働きや		
	すい職場環境を目指す(通年)		
	○適正な職員配置による研修参加(1回/1名:40h/週)の促進及		
	び資格取得のための支援		
研修参加及び資格取得	·感染症研修(1 名以上)		
(外部研修)	·認知症介護基礎研修(1 名以上)		
	·認知症介護実践者研修(1 名以上) 他		
	·資格取得:介護支援専門員、介護福祉士(1名以上)		
	〇ノーリフティングマネジメント研修の実施(2回/年)		
ノーリフティング宣言	・介護する側とされる側双方において安全で安心な(持ち上げな		
の導入	い、抱え上げない、引きずらない)ケアの実施		
0分八	○腰痛予防		
	・ラジオ体操の参加率の向上に努める(通年)		
	○養護老人ホームや地域(訪問介護事業)における看取り学の獲		
	得(看取り士の確保)		
看取り学の導入	・住み慣れた場所(きぬがさ及び在宅)で、自然で幸せな最期を迎		
	えられるために、旅立つ利用者の「心」「魂」に寄り添い、本人の思		
	いや愛を受けとめられる人材づくりに努める。		

	〇「きづきと ぬくもり かがやく サービス」の提供
基礎的な接遇と介護	(接遇及び介護研修:通年)
技術の普遍化	・サービス提供者であることの意識づけの徹底として、施設内ミニ
	勉強会を定期的に開催する。(勉強会プロジェクトチームの発足)

④ グローで1番〇〇職場(施設)になるため

項目	具体的な取り組み	
	○3 項目達成による「働いて良かったと思える」施設づくり(通	
働いて良かったと	年)	
思える施設づくり	・何事もチャレンジできる(チャレンジプロジェクトチームの発足に	
	よる利用者支援の向上を目指す)	
※全職員からのアンケー	・成長できる(希望した福祉系研修会への参加)	
ト調査結果より抜粋	・施設らしくない(施設での生活と感じない暮らしとして、個々の	
	利用者に応じた自宅風の暮らしの工夫)	
	※主任者会議、職員会議等で協議していく	

⑤ 高齢3施設の共働

項目	具体的な取り組み	
	OBCP 計画の協働(通年)	
災害時の連携	・自施設での体制が構築できないことも考慮し、3施設での協働	
	が図れるよう3施設協働における BCP 計画の作成を行う。	
	〇平常時における事業所間の交流(通年)	
災害時に備えた	・平常時より研修も含め、職員の交流促進を図ると共に、お互い	
体制づくり	の施設環境の理解や業務等が少しでも把握できる体制を構築す	
	ることで万一の際に備えられる体制を整える。	
高齢施設における	〇高齢3施設共働での研修企画(通年)	
支援力の向上	・特養にも養護にも必要な技術や相談援助等を習得し、高齢者支	
文版刀07円工	援における総合的な支援力を高める。	

⑥ 安定経営の継続

項目		具体的な取り組み	
事業		事業活動による収入額 (単位:千円)	利用者(稼働率)サービス提供時間
介護保険 —	特定施設	174, 310	1日あたりの平均特定利用者数59名 平均要介護度 3.3
	訪問介護	5, 450	月平均100時間
老人	養護	215, 982	月初人数95%、稼働率90%
福祉	生活管理指導短期宿泊	1, 989	利用日数365日

令和5年度 老人ホームながはま 事業計画

(ながはま基本方針) 笑いと温もりのある生活の場を提供します。

養護老人ホームは基本的に、現在の環境(人的、住環境等)での生活が難しく、経済的に も課題がある65歳以上の高齢者が市町の措置によって入所されています。

食事サービスや機能訓練、その他の日常生活で必要なサービスを提供することにより、入 所された方が自立した生活を送れるように支援します。

また、特定施設(一般型)は、要介護認定を受けた利用者と契約を結んだ上で、介護サービスの提供を行います。

(とよしま基本方針) 笑いと温もりのあるひとときを提供します。

利用者が住み慣れた地域、生活環境において、可能な限り在宅生活を継続していけるように、必要な日常生活上の援助および機能訓練を行います。

新型コロナの流行が発生してから3年以上が経過し、令和5年5月に5類感染症に移行することが決定しました。ワクチンや治療薬で流行を制御できる状況になってもインフルエンザなど既存の5類感染症以上の対策を続けながら新型コロナ感染症に対処していかなければなりません。引き続き、施設における最新の感染予防策に万全を期するとともにこのような状況下にあっても利用者の生活環境の向上とより良いサービスの提供ができるように努めます。

1. 利用者の夢の実現に向けた取り組みを行います

項目	取り組み内容
利用者参加型の	・ながはま
サービス計画の実現	利用者と一緒にワクワクできる新しい行事を企画し、準備
	も一緒に行います。
	終末期をどのように過ごすかを一緒に考えます。
	本人の人生をひもとき支援のヒントにします。
	個々のニーズに応じた個別支援を実施します。
	利用者の身体状況に応じた食事提供を行います。
	利用者に喜ばれる献立作成や行事食の提供を行います。
	利用者同士のコミュニケーションを図ります。
	ケアコラボで個別計画書を作成し、PDCA を行います。
	個別支援ができる環境を整えます。

	・とよしま
	季節の行事や日中活動を計画実施することで楽しく一日を
	過ごしていただきます。
	昼食・おやつ作りを通じて食べる楽しみを支えます。
職員の熱意と能力の	・ながはま
向上に向けた取り組み	自身のキャリア形成に繋がる外部研修を年1回以上受講し
	復命研修を行います。
	利用者の異常に気づき健康を守れるようにします。
	状態変化時の観察の視点をわかりやすくします。
	相互の業務理解ができる機会を作り要望などが言いやす
	い職場の雰囲気を作ります。
	自主勉強会を支援します。
	職場内実践発表会を開催します。
	・とよしま
	実技を交えた勉強会を行い介護技術の向上を目指します。
	職員個々の経験や考えを尊重しチームワークを高めます。
	・ながはま
出来る取り組み	地域のイベントに参加し交流ができるように支援します。
	内服の自己管理を確立します。
	自身で食事作りができるように料理支援を行います。
	地域資源を活用して利用者の個別ニーズに応えます。
	措置権者と協働で利用者の地域移行を進めることを検討
	します。
	・とよしま
	口腔体操を行いおいしく食事ができるように援助します。
	生活リハビリを通じて身体機能が維持できるように援助します。
	ます。
	最適な入浴サービスを提供します。
	ケアマネや他事業所との連携を行い在宅生活を支えます。

2. 地域との共生社会に向けた取り組みを行います

項目	取り組み内容
社会貢献事業の	・仕事にきゃんせ
Re-Start	施設内だけに止まらず、湖北エリア全域に若年認知症、軽
	度認知症の方をはじめ様々な障害のある方を受け入れ、簡
	単な内職作業を行います。作業を通し、適切なアドバイスや

	次のサービスへの橋渡し等、若年認知症に対する理解を深
	めます。
	・ながはま子ども食堂
	地域ぐるみで子どもを大事にする垣根のない居場所とし
	て、一緒にご飯を作り、食べたり遊んだり、宿題をする等、
	子どもが安心して過ごすことが出来る場所を提供します。
	・自立準備ホーム
	緊急的住居確保・自立支援対策において自立準備ホームを
	設置し、定着支援センターと情報を共有しながら要望があ
	った時はスムーズに受け入れる体制をとります。
困難生活課題を抱える	・契約入所の情報発信
高齢者への契約入所支援	「養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公
	益的な取組みの促進について」(令和元年7月2日厚生労働
	省老健局高齢者支援課長通知)により契約による入所を行
	います。施設の利用状況に応じ契約入所が可能な時は、各
	市町へ契約入所対応の説明とともに利用促進を行います。

3. 高齢3施設の共働を目指します

項目	取り組み内容
災害時の連携	・3施設協働 BCP 計画の作成
	自然災害や感染症災害等に、自施設での体制が構築でき
	ないことも考慮し、3施設で協働が図れるよう、3施設協働
	でのBCP計画の作成を行います。
災害時に備えた	・平常時における事業所間の交流
体制づくり	平常時より研修も含め、職員の交流促進を図ると共に、お
	互いの施設環境の理解や業務の把握が少しでも把握出来
	る体制を構築することで、万一の際に備える体制を整えま
	す。
高齢者施設における	・高齢3施設で研修を企画する
支援力の向上	特養にも養護にも必要とされる介護技術・相談援助等を習
	得し、高齢者支援における総合的な支援力を高めます。

4. 安定した施設運営を行います

項目	取り組み内容	
数値目標	·稼働率の設定(入所 90 名定員・通所 15 名定員)	
	入所(入院者含) 90.0%	

	(入院者除<) 86.0%		
	通所 76.0%		
	特定契約者数 45人		
	・電気・水道・ガス使用量の削減		
	削減率(前年比) ▲1.0%		
人材確保	・OJT 研修の充実		
	働きやすさの視点ならびに新規職員の業務がスムーズに		
	遂行出来るよう、「OJTマニュアル」を作成しマニュアルの		
	見直しなどを行うとともに、ブラザーシスター制度の活用		
	により職員の業務教育や離職の防止を図ります。		
専門性の高いケアの実現	・認知症ケア		
	認知症利用者が増加する中で、その対応が円滑に行えるよ		
	う「認知症実践者研修」等への参加を推奨し、ケアの構築を		
	行います。		
	・看取りケア		
	高齢化、重度化する中で、最後を迎えられる利用者の対応		
	が円滑に図れるよう各研修による自己啓発や、都度のカン		
	ファレンスを開催しその人らしい最後のケアが進められる		
	よう対応を行います。		
	・資格取得の推進		
	職員の自主的、自発的に自らの能力を高めるため、自己研		
	鑽のための各資格取得に向けた促進を行います。		
法令遵守	・制度の理解		
	日々の業務の根拠を正しく理解することで日々の業務の中		
	にこそ革新性があることを心に留め思考し議論し実践しま		
	す。		
	・必須研修(訓練)		
	身体拘束等の適正化		
	高齢者虐待防止		
	感染症及び食中毒の予防及びまん延防止		
	事故発生防止		
	事業継続に向けた訓練		
	・必須委員会		
	身体拘束適正化検討委員会		
	虐待防止検討委員会		
	感染症予防対策委員会		

事故発生防止委員会
第三者委員会
安全衛生委員会
·施設 BCP 計画
自然災害、感染症災害等、各災害に対しても、利用者への
必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を整え
るため、BCP計画の点検・更新を行います。
・平常時の訓練
各災害における安定的且つ継続的な事業運営が図れるよ
う、平常時から職員への災害マニュアルやBCP計画の周知
ならびに訓練を行います。
・機器等の導入に向けた選定作業
福祉機器点等の視察や各種情報から、職員の腰痛などの
軽減に向けた機器の導入の検討を行います。
・ICTの活用
間接的業務を軽減するために、現在使用しているケアコラ
ボの更なる活用を目指し、導入方法や入力方法の検討を行
います。

5. ユニット化(利用者 2 分割)の検討を行います

項目	取り組み内容
ニーズに応じたケアの推	・ニーズの調査
進を図るための検討	利用者の身体的精神的な格差が大きくあることで、利用者
	の状況や能力に応じたケアならびに自立支援に向けた支
	援の推進が適宜図れるよう利用者のニーズ調査行います。
職員配置の検討	・現状把握と課題検討
	現状の支援業務の中での現状から課題点を洗い出し、ユニ
	ット対応に移行した際の職員配置の検討を行います。
支援業務の改善検討	・現状把握と課題検討
	現状の利用者の状況を分析するとともに現状の課題を洗
	い出し、それぞれに応じたケアの推進が図れる体制の検討
	を行います。

令和5年度 特別養護老人ホームふくら 事業計画

【ふくら基本方針】(5事業共通)

- 1. 利用者に快く、質の高いサービスを提供します。
- 2. 人材育成に力を注ぎ、専門性の向上を目指します。
- 3. 利用者の安全と人権を守ります。
- 4. 地域に根づいた、より身近な施設として貢献します。

① 入居時から看取りまで尊厳を大事にした「豊かなふくらケア」の実現

項目	具体的取り組み
- Au	OACP(人生会議)を根拠としたケアを実践します。
「利用者主体」を 根幹としたケアの提供	
	・基本ケアの根拠と必要性の理解を目的としたグループごとの学
	習会を開催します。
	・ケア向上委員会を中心とした基本ケア(介護のプロとして尊厳
	を保持した支援)の再確認と定着を図ります。
	○「ふくらサービス計画」の研修会を行い、多職種チームケアの
	実践に繋げます。
	◎ ふくらケアの6つの柱
	はしら1【おもてなしの心でするケアが支援となる】
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	はしら2【人生のリュックをひもとく】
	…本人・その人を良く知る人に聞いた情報(寄り添いシー
	ト)から豊かな暮らしにつなげる
	はしら3【キーワードに沿ったケア】
	…その人らしさを最期まで大切にする
	はしら4【チームや多職種で支え合う】
ふくらケアの6つの	…専門職が協力し合い支援する
はしらの浸透と定着	はしら5【医療は暮らしの道具】
	…暮らしを継続するために医療を使う
	はしら6【振り返りを次の支援に活かす】
	…その人を偲び気持を整理し次のケアに向き合う
	・「はしら1」から「はしら6」までの理解と実践を目的とした
	グループごとの学習会を行います。
	・「6つのはしら」チェック表を活用し、チームに働きかけ、サ
	ービス計画に基づいたケアの実践につなげます。
	・振り返りシートを活用し、できたことは継続し、できなかった
	ことは分析し次のケアに活かせるようにします。
	=10,00 M, 0,000 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

		L 1
	│○ケアを振り返り、豊かな暮らしの継続を図りま	きす。
	・自己評価	3.5/5.0
	・グループ評価	3.5/5.0
	・チーム(多職種)評価	3.5/5.0
	・看取り後の家族アンケートの実施	90/100 (%)
	・利用者、ご家族満足度アンケートの実施	4.2/5.0
	・嗜好調査の実施	4.2/5.0
 サービスの質を向上	○ケア向上委員会を中心に、ケアの質の向上を目	目指します。
	・基本ケアを土台とし、利用者に寄り添います	t.
するための取り組み	・ポジショニングの3つのポイントを習得し、	安楽な体位につ
	なげます。	
	〇リスクマネジメント委員会を中心に事故防止に	こ取り組みます。
	・ヒヤリハットからの分析を行います。	
	○権利擁護の意識を高めます。	
	・毎月1日に「気づきday」を設けます。	
	・気づき報告書をチーム内で共有します。	
	○人権研修の開催	1 回

② 人材育成・人材確保

② 人材育成・人材催促	<u> </u>	
項目	具体的取り組み	
	○認知症の専門研修を受講し、ひとり一人のスキルアップを図りま	
	す。	
	・認知症介護基礎研修 ※必須 全介護職員	
	(令和4年度末 11名受講済)
認知症ケアの質の向上 	·認知症介護実践者研修 2名 (令和4年度末 16名受講済)
	・認知症介護実践リーダー研修 1名 (令和4年度末 8名受講済)
	・認知症介護実践リーダーフォローアップ研修(1名)(令和3年度末 1名受講済)
	・認知症介護事例発表 1回	
	〇ふくらキャリアアップシステムに基づき、経験年数ごとの研修を	Ē
	行い、自身の到達点を明確にすることで、求められるスキルを身	扌
	につけられるようにします。	
	・新人職員研修の実施 1回	
	・2~4 年目職員研修の実施 1 回	
支援員の経験年数別到	・中堅職員研修の実施 1回	
達目標の明確化	・リーダー研修の実施 1回	
	・リーダー・サブリーダー合同研修 2回	
	・教える側の職員の育成のための研修会(介護技術) 1回	
	・WEB を活用したテーマ別研修の受講。 各自 2 項目	
	〇コーチング、ティーチング技術の向上を図ります。	
	・外部研修、Web 研修を受講します。	
	・主任職以上での実践報告会を開催します。	

	○利用者にも職員にも安全・安心な介護を		
	・正規・非正規生活支援員対象に介護技術研修の実施 1回		1 回
介護技術の向上と専門	○専門資格取得を推奨します。		
資格の取得推進	・介護福祉士	1名	
	・介護支援専門員	2名	
	・介護福祉士受験講座の開催(11 月~1	1月)	
外国人雇用の導入検	- 	めに研修会に参加	加し、実
討、雇用	習生の受け入れを検討します。		
	○ⅠCT委員会が中心となり、業務の効率化を目指します。		
	・介護ソフトの導入に向けての研修会を開催します。		
	・介護記録の一元化により情報共有していきます。		
○各事業所の職場環境改善委員会の活動を通して働きや		通して働きやすい	ハ職場を
働きやすさと働きがい	目指します。		
	・アンケートを実施し、課題・問題点を抽出し優先度の高いもの		
	から改善します。		
	・職員目線でのヒヤリハットから安全な職場環境を整備します。		
	・リフレッシュ活動を開催します。		

③ 地域貢献事業

項目	具体的取り組み
出前講座「ふくら広 場」の開催	内容はニーズに応じて柔軟に対応します 5回 ・フレイル予防、介護保険制度、認知症、看取りケアの実践紹介 人生会議(ACP)等について行います。
福祉避難所としての役 割を果たす	・長浜市一次福祉避難所連絡会議へ参加します。 ・長浜市福祉避難所設置・運営マニュアルを周知します。
地域のセーフティネッ ト機能の強化	・困難ケースも柔軟に受け入れます。 ・地域包括支援センターと連携し、地域の福祉ニーズを把握しま す。

④ 事業の安定経営

項目	事業活動による収入額(単位:千円)	利用率(稼働率)
入 所	354, 787	98. 7%
短期	28, 329	106.6%
入所+短期	383, 116	99. 25%
通 所 (介護)	44, 812	70.0%
通 所 (予防)	256	33.0%
居 宅 (介護)	9, 955	97.0%
居 宅 (予防)	759	85.5%
さくら番場	33, 641	72.0%
合 計	472, 539	

項目	具体的取り組み (いつ・どれだけ・どのように)
入所	・退居から入居までをできるだけ7日以内にします。 ・事前の訪問調査を一定数行っておき、退居が出たら速やかに入所できるようにします。 ・措置入所を柔軟に受け入れます。
短期	 ・平均登録者数30名以上を目標にします。 ・空床を速やかに稼働できるよう、ケアマネへのアプローチを積極的に行い、希望日数、頻度などを個別に把握しておきます。 ・普段から快く過ごしてもらえるよう、ショート受け入れグループと医務室と情報共有します。 ・緊急ショートを柔軟に受け入れます。
入所+短期	・入居と短期入所で86床の稼動を調整します。 ・入所の空床は、ショートエリアと静養室を使用し稼働します。
通 所 (介護・予防)	 ・平均登録者数40名以上を目標とし、ふくらデイの特徴をケアマネに積極的にアプローチします。 ・介護度の高い方(重度者)の利用希望増に伴い、受け入れ体制を調整し、収入増を目指します。 ・重度者に対して、医療や介護知識(拘縮予防・栄養・排泄ケア等)を活かした基礎介護の充実を図ります。 ・体調把握、重病化予防により予定通り利用していただけるよう対応します。
居 宅 (介護・予防)	・地域包括支援センターとの連携を深め、新規契約者の獲得に繋げます。・ケアマネ3人体制にし、事業所加算を算定します。・新規契約者数の獲得を進めていき、ふくら各サービスへつなげていきます。
さくら番場	 ・平均登録者数20名を目標とし、利用日数増、長期利用で安定収入に繋げます。 ・ケアのコンセプトをケアマネ、地域へ発信し、特に軽度者(要支援)の利用効果についてPRしていきます。 ・取引ケアマネ事業所数、担当ケアマネを増やし新規利用者増につなげます。 ・家族フォローを積極的に行い、在宅生活の継続の一役を担います。
感染症ゼロ	・標準予防策を徹底し、発生を防止する意識を高めます ・発生時には初期対応を適切に行い蔓延(クラスター)防止に努めま す。 ・外部からの持ち込みを抑える対応をします。(水際対応)
新規加算の算定	・算定できる加算を積極的に算定する。

⑤ 高齢3施設の共働

O 1-1-11 - 11-11	
項目	具体的取り組み
	・BCP計画の協働
(((宝味の)) 古様	自然災害や感染症災害等に、自施設での体制が構築できないこ
災害時の連携 	とも考慮し、3施設での協働が図れるよう、3施設協働でのBC
	P計画の作成を行います。
	・平常時における事業所間の交流
災害時に備えた体制作	平常時より研修も含め、職員の交流促進を図ると共にお互いの施
IJ	設環境の理解や業務の把握が少しでも出来る体制を構築すること
	で、万一の際に備える体制を整えます。
古粋伝訊における	・高齢3施設で研修を企画する。
高齢施設における	特養にも養護にも必要とされる介護技術・相談技術等を習得し、
支援力の向上	高齢者支援における総合的な支援力を高めます。

⑥ ふくらの新築整備

- コンセプトに基づき、法人事務職と協力して、新築検討委員会で進めていきます。
 - ・ 効率的な業務遂行のために、ICTの活用を委員会で検討します。
 - ・ 感染症に対応できるよう、使い方が柔軟にできる施設。

各事業のあり方検討

・ 新築後の運営に向けて、収益、利用者見込みを予測し、事業の存続、縮小を検討します。

令和5年度 ひのたに園 事業計画

0. 事業計画作成の背景(課題意識)

- ひのたに園が開設してから、52年が経過しました。この間、社会資源等の変化から、園 を利用する利用者像も大きく変化しています。変化する利用者像に対応するために、 園内での支援内容について変化と工夫が求められています。
- 既に世帯形態で1位となっている単独世帯の数が今後も急速に増えてくることが予測 されていることから、居住支援の機能をさらに充実していきます。
- 差別や偏見により支援を求めることができない人がいるという課題に向き合うため、 日野町内に設置した「つどえば」(社会復帰棟の移転先名称)を拠点に、地域交流促進 を手法として、生活保護受給者への差別や偏見の解消を目指します。

1. 利用者の状態像の変化に応じた支援

・居宅生活訓練事業の拡充

不安や経験不足から一人暮らしへの移行を躊躇している利用者を対象に実施している 「居宅生活訓練事業」の利用定員を現在の4名から5名に増やします。

・就労移行支援の強化

「つどえば」での内職作業や昨年度から実施している施設外就労等の就労移行支援の強化を図ります。具体的には、以下の取り組みを行います。

- ① 通期のため使用する自転車の購入・貸し出し5台 (※赤い羽根福祉基金助成金を活用)
- ② 施設外就労の就労者数 7名 → 10名
- ③ 施設外就労先の開拓 3カ所 → 4か所
- ・日中活動のバリエーション強化

これまで実施してきた「あぐりひのたに」「アトリエ・セラミカ」「ひのたに太鼓青龍」の取り組みが利用者の生きがいに繋がっている効果を踏まえ、利用者の興味、関心に沿った活動を設けることで、園内での生きがいを育むことを目指す。

例)走ろう会、アニマルセラピー 等

- ・個別二一ズに沿った、外出付き添い支援についての実践と検討 個別の外出付き添いを行いその効果や必要な体制を検討します。
 - (※「この人にだけ個別外出支援を提供するわけにいかない」から 「この人には個別外出支援が必要なんで、個別支援として提供しよう」への変化)
- ・地域移行・施設移行プログラムの実践とケースカンファレンスの開催 新規入所者の個別支援計画立案時をはじめ、必要に応じてケースカンファレンスを実施 します。

- ・「(仮称)あれ?を形に委員会~それいいやん」の定期的な開催と、ルールや設備の見直し管理者、権利擁護委員、リスクマネジメント委員、新任・着任職員、利用者が参画した標記委員会を定期的に開催します。また、議論の経過を利用者に周知します。
- ・満足度調査、嗜好調査の実施(年 2 回 5 月、10月) 5 月と 10 月に満足度調査及び嗜好調査を実施します。調査の結果の公開を行うととも に「(仮称)あれ?を形に委員会~それいいやん」による検討に活かします。

・多床室の改修

一昨年度から昨年度にかけて 10 床改修した個室を増床し、安心した居場所を提供します。2 人部屋1部屋を個室2室、4 人部屋1部屋を 2 人部屋 2 部屋にします。 改修の時期については、稼働率等を踏まえ検討します。

2. 「つどえば」を拠点とした地域交流促進

- ・つどえばを活用し、これまでひのたに園内もしくは社会復帰棟で実施していた以下の活動を行います。対象者もひのたに園の利用者に限定せず地域の方にも参加をよびかけます。
 - ① 内職作業(週5日)
 - ② アトリエ・セラミカ(月2回)
 - ③ 投げ銭食堂(子ども食堂)(月1回)

・保護施設通所事業開始の準備

令和 7 年度までに保護施設通所事業を開始するため、既存事業所の視察を行うとともに、各福祉事務所へ措置をする対象者の有無について、定期的にヒアリングを行います。

・利用者が制作した作品や商品の展示販売 つどえば内に販売スペースを整備します。(令和 5 年度第 22 回ダイトロン福祉財団助成 事業へ申請予定)

・バリアフリー演劇の開催

法人事務局や日野町社会福施設連絡協議会と連携し、わたむきホール虹にてバリアフリー演劇を開催します。

開催時期:令和6年1月下旬

演目:「星の王子様」

ひのたに園の取り組みについて参加者に紹介する機会としても位置付けます。

(財源:文化庁 日本博事業 主催:全国地域生活支援ネットワーク)

3. 居住支援対象者等への地域生活支援

・居住支援の機能拡充

これまでは、兼務で対応にあたっていた居住支援事業について、対象者が 30 名を超えてきたことから専任の職員 1 名を配置し、機能拡充を図ります。

また、必要に応じて栄養士の栄養相談や看護師の健康相談を実施します。

・グループホームの新設準備 ひのたに園の退所後の生活の場やグループホームの体験の場として令和 6 年度の開設 を目指し、事業所視察や法人内での調整等の準備を行います。

4. 職員の育成

- ・個別目標達成支援プログラムの活用 個別目標達成支援プログラムを活用し、職員個々の貢献・成長目標の達成に向けた支援 を行います。
- ・(仮称)ひのたに学会の開催 主に正規職員を対象に、自身が担当する事業の実践報告(実践研究)の発表、もしくは利 用者との関係をテーマとした作文の発表を行う。

5. 適正な収益の獲得

稼働率目標 98%(入院者を除く 96%)※定員 90 人

令和 5 年度 滋賀県立むれやま荘 事業計画

施設の位置づけ

- ○むれやま荘は昭和59年の開所より、県内の身体障害者の自立と社会参加を支援する 基幹施設として位置づけられており、措置から契約への転換期を経ても、その役割は、 ICF の理念のもとに医学的・社会的・職業的リハビリテーションを実施する入所施設と しての役割を担い続けています。
- 〇むれやま荘は、肢体不自由及び重度身体障害者という当初の利用者像から、脳外傷などによる高次脳機能障害の割合が急速に増加の推移をたどり、平成18年度より(平成25年医療福祉相談モール開始まで)高次脳機能障害支援センター運営事業と一体的に相談支援と自立訓練・就労移行支援を行ってきました。
- ○その一方で、総合リハビリテーション構想により、県立リハビリテーションセンター及び 福祉用具センターとむれやま荘の一体化の議論が繰り返され、老朽化した躯体とその付 随する環境の整備が留保される中で、より一層の機能強化と運営努力を行ってきてい ます。
- 〇指定管理者受託期間は 2021~2023年度の3年間となっており、今年度最終年度 を迎えます。
- 1. むれやま荘の役割と機能を周知する機会と共通認識の場の確保

職員が、利用者・家族・地域の思いへの寄り添い・求めていることや状況の把握をする ための交流の場やむれやま荘の役割と機能、地域生活移行支援について知る機会を 増やします。

- ·利用説明会
- ·情報交換会
- ·交流会

<目標値> 利用者向け 2回 ・ 家族向け 2回 ・ 地域向け 2回

2. 利用者の社会生活スキルの獲得が可能となる評価とプログラム内容の開発

全体カリキュラムに、利用者の生活上の課題から導き出された内容のグループワーク (利用者の主体的活動)・SST(ソーシャルスキルトレーニング)・ピア活動・社会活動・地 域交流事業を段階的に取り入れていきます。

- ・個別ケースワークによるニーズの抽出を行います。
- ・職域交流チーム結成による試験プログラムを実施します。
- ・上記のプログラムの効果を測定するため、社会生活の自立度評価指標(SIM)を活用し、利用サービス毎に評価します。

<目標値> 8点以上の向上

3. 多職種で構成される職員間のコミュニケーション促進

職種ごとの業務と役割の理解を進める情報交換と、支援会議のあり方を改善します

- ・議題の事前共有
- ·全職員発言制
- ・小グループ会議
- ・オンライン会議の活用等

<目標値> 職員アンケートによる相互コミュニケーション評価 平均点 3.0 点以上

4. 個別支援及びグループワーク支援を含めた生活支援の複雑で多様な業務遂行のサポート

ICT を活用して、基礎知識や役立つ情報を各部署から相互に発信し、非集合型のリアルタイムな学習スタイルを促進すると同時に業務の見える化を図ります。

- ・個別支援での迷いや困りごとなど、自由にいつでも書き込みできるチャット
- ・ミニ勉強会
- ・15 分動画の作成と視聴
- ・新人教育マニュアル化
- ・自己研鑽の応援(傾聴・意思決定支援・ニーズの拾い上げ・寄り添い支援等)

<目標値> 職員のヒアリングによる ICT 活用評価 60%

5. 適正な収益の獲得

前年度の利用推移を考慮しつつ、ご本人・家族や地域支援者の利用ニーズの傾向を即座にキャッチし、居室環境との調整を図りながら最大のパフォーマンスを発揮していきます。

項目(定員)	事業活動による収入額 (単位:千円)	利用率(稼働率)
入所支援 (40名)	138, 925	74.0%
機能訓練 (28名)	47, 678	75.0%
生活訓練 (16名)	25, 006	75.0%
就労移行支援(10名)	6, 583	20.0%
生活介護 (6名)	14, 785	43.1%
短期入所 (空床利用)	1, 804	360人

6. 設備環境の改善

- ・主管課との協議による大規模改修の実現
- ・利用者との対話による生活アメニティ環境の向上
- <目標値> 各2項目以上

令和 5 年度 滋賀県立信楽学園事業計画

0. 信楽学園の現状

信楽学園は令和4年で創立70年を迎え、約1000名を超える児童が巣立っていった。軽度の知的障害のある後期中等教育を受ける世代の職業訓練を大きな目的として、児童支援を行ってきた。

滋賀県においては、平成18年に長浜高等学校に併設して長浜高等養護学校(現長浜北星高等養護学校)が創設され、その後、甲南高等養護学校(平成19年)、愛知高等養護学校(平成25年)、北大津高等養護学校(令和3年)が創設された。また平成25年度には養護学校の高等部が近隣の高等学校の敷地内に分教室(三雲養護学校石部分教室、長浜養護学校伊吹分教室)を開設し、高校生の進路活動(就労支援)の充実が図られてきた。

それら背景と呼応するかの如く、信楽学園の児童数が平成23年度以降50名を下回り、平成28年度からの数年間は30名前後を推移し、令和3年度からは30名を切り、令和5年4月には20名を切る状況となっている。

一方で、平成28年度あたりからは発達障害あるいはその疑いが顕著に見られる児童の入園が目立ち始め、平成30年度頃より社会的養護の必要な児童が増えてきた。

このように家庭や社会の環境の変化により、在籍する児童の状況が大きく変化してきている。

第3期中期計画では、①生きづらさなど様々な課題を抱える児童の受け入れ、②日中活動の変革、③社会体験の充実、④児童の発達に対しての支援、⑤職員体制の充実の5項目を挙げている。この5項目に沿って、令和5年度の事業計画を立てる。

1. 県内中学校特別支援担当教諭へのニーズ意向調査の結果分析について

前項で述べている通り、高等教育機関の拡充により、それまでに学園に在籍していたであろう階層の児童が自宅から教育機関へ通学しているのは明白であり、障害児の職業訓練、就労支援といった役割はある意味終焉しつつあるのかとも思われるが、逆にその教育機関から零れ落ちる児童も一定数おり、その児童たちの受け皿としての役割はまだまだ十二分にあると思われる。そこで、令和4年度末より実施している県内の中学校の特別支援の担当教諭へのニーズ意向調査の結果を受けて、十分に分析をし、今後の事業運営につなげられるように検討をする。

※令和5年度上半期中に分析、検討を行い、報告書(提案)としてまとめる。

2. 次期指定管理募集に関する県との協議について

現指定管理期間は令和5年度が最終年度となるため、次期指定管理の募集に伴い、県障害福祉課と信楽学園を存続していく上での協議を行っていく。その協議には上記の調査結果も踏まえ、時代に応じた信楽学園についての協議を行っていく。

※令和5年度上半期に定期的に意見交換を行っていく。

3. 現在の児童像に対する支援の在り方について

①心理的視点による児童支援の方向性

児童自身の障害特性や家庭環境による愛着障害等様々な要因が絡み合い、生きづらさを抱えている児童たちの受け入れを積極的に受け入れるため、心理担当職員の配置を行う。 その職員を中心として、児童自身の特性をより把握、理解し、支援につなげていく。

※実際には厳しい状況はあるものの心理担当職員(公認心理士、臨床心理士)を探してい く。ハローワークでの求人だけではなく、様々な可能性を考え、求人活動を行っていく。

②ジョブコーチの配置による日中活動の検討

第3期中期計画にも挙げている日中活動の変革について、検討を本格的に行う。創設以降、窯業を作業種目として行ってきたが、今の時代、現在の児童に適した作業種目の検討をジョブコーチを中心に行い、令和3年度より実施している Social learnning(SL)と合わせて、現代の児童に対する社会的自立を目指すカリキュラムを構築していく。

※令和5年度の秋頃までに協議を行い、その中から上がってきた内容を後半で実験的に 実施し、さらに検討を重ねていき、年度末には一定のまとめを行う。

③アフターフォロー支援の充実

信楽学園を卒園(退園)後、地域での生活に移行し、それぞれに就労活動を行っている児童の中で、地域の支援機関につなげるものの、児童自身の意向によりその関係を断つこともあり、つながりが学園だけになってしまう児童もおり、その児童の拠り所としての信楽学園であるためにも、卒園(退園)後のアフターフォローを地域の関係機関と連携しながらより充実させていく。特に児童自身からの発信の弱い児童に対してのつながりを意識して支援を考えていく。

※令和5年度上半期に、ここ10~15年間の卒園、退園した全児童の追跡調査を行い、現 状を把握するとともに、支援が必要な児童の把握を行い、直接支援または後方支援を 検討する。

④社会体験プロジェクトの充実

第3期中期計画の3つ目に挙げている社会体験の充実を支援に取り組んでいく。ちょっとした事の経験不足から次へのステップが踏めない児童たちに対してより充実させていく。 平成28年度から実施している「社会体験プロジェクト」が新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりこの3年間思うように取り組めなかったことから、より工夫を凝らしながら、様々な視点から行っていく。

※児童個々の状況に合わせて取り組んでいく。必ず児童一人に対してのプロジェクトを 個別支援計画に計上して取り組んでいく。また生活寮などの単位での集団でのプロジェクトにも取り組んでいく。

4. 多角的な視野によるスキルアップの実践と効率的、合理的な業務の検討

児童の状況が変化していく中で、職員集団としてもスキルアップを図っていかなくてはいけない。第3期系計画の職員体制の充実では、単に配置人数の充実ではなく、職員個々のスキルアップ、職員体制上のスキルアップを目指していく。障害児にかかわる様々な分野に対しての視野を広げ、それら知識を身につけ、支援につなげていけるよう、職員研修をさらに充実させる。また、職員の業務について、効率的かつ合理的な働き方を検討し、実践につなげていく。

※学園内研修、外部研修合わせて、職員研修をこれまで以上に充実させ、その時だけのものとならないよう、復命研修をしっかりと行っていく。業務の効率化、合理化についてはICT などの分野も含め検討していく(例えばデータファイルのさらなる充実、情報共有、伝達、確認の効率化など)。ただし、業務を簡素化するのではなく、児童支援に対しての支援(故池田太郎氏の実践)を大前提に検討していく。

5. グループホームむげんの学園への移行およびアフターフォローの拠点としての整備

グループホーム(以下、「GH」とする。)むげんの管理をホーム支援室より引き継ぎ、現在ホームを利用している人たちの地域移行も視野に入れながら、日々の生活支援を行う。また、地域のアフターフォローとしての拠点として、施設外自活棟のような機能なども検討し、具体案を提案していく。

※GH 以外の活用方法としての協議を令和5年度末には検討した結果をまとめ、令和6年 度以降の事業計画に反映させていく。

令和5年度 東近江障害施設群 事業計画

東近江障害施設群中期計画の目的(目指す事柄)

東近江障害施設群の事業所を利用する人と、東近江障害施設群で働く職員のほか、東近江障害 施設群に関わるすべての人のウェルビーイング(※)を追求します。

※肉体的にも、精神的にも、社会的にも、すべてが満たされた状態にあること

ゴール(中期計画の目的を達成するため、近づくための目印)① 説明できる(根拠のある)支援をします。

ゴールしたといえる、あるべき姿・なりたい状況	あるべき姿・なりたい状況になるための活動
【能登川作業所生活介護】	
職員の支援スキルの向上、支援の統一を図ること	① 1 か月に一人の利用者について、1つ
で、利用者の生活の安定につながる。	の視点に関する客観的な記録を 1 か
(評価方法と指標)	月間取る。記録は毎日の振り返りに
① 月1人の支援ツールが作成される(年間 12	おいて職員全員で共有、確認する。そ
人)。	のうえで、効果的と思われる支援方
② 年度末に実施するアンケートの結果、4 月当初	法を支援会議において検討し、決め
の自分より、「支援がしやすくなった」「決めら	た支援内容に必要な支援ツールを作
れた支援が出来るようになった」と全職員が	成する。
答える。	② チェックシートを用いて、毎月職員に
	意識調査を実施する。年度末に、年
	間を通じた意識の変化についてアン
	ケートを実施する。
【じょいなす】	
職員が、研修受講した内容を、自分の言葉で伝え	研修受講の機会と、復命研修の時間を設
られるようになる。	ける。
(評価方法と指標)	外部での実践発表の機会を積極的に引
全職員が、内部で復命研修をした、または外部で	き受ける。
実践発表等をする。	
【じょいなす】	
じょいなすの支援がより多くの人に伝わるように	じょいなすのパンフレットを作成する。
なる。	作成したパンフレットを市内の障害児相
(評価方法と指標)	談をしている事業所および養護学校等
じょいなすのパンフレットを見て、見学に来られる	に配布する。
方が年間で 10 人いる。	

【ホーム支援室】

個別支援計画を世話人、支援員と共有すること で、利用者の支援の質が高まる。

(評価方法と指標)

全入居者の半数以上について、共有のための一連 の取り組みができる。

個別支援計画の「具体的な達成目標及び、支援計画等」のうち、一人につき一つを「重点的に取り組む目標及び、計画」として決め、個別支援計画に記載する。

「重点的に取り組む目標及び、計画」を、 支援者会議で共有したうえで支援を行 い、6 か月後の支援者会議でモニタリン グを行う。

その内容を中間評価(モニタリング)に記載し、支援計画検討会議で確認し、次回の個別支援計画に反映させる。

【グロー東近江相談支援事業所】

利用者に寄り添って話を聞くことでニーズを把握するとともに、丁寧な情報提供をすることで、利用者に信頼される相談支援事業所になる。

(評価方法と指標)

アンケートを実施し、当事業所の支援に満足していると答える利用者が50%以上になる。

新規利用者の丁寧なアセスメントおよび、継続利用者のモニタリングを確実に 実施する。モニタリング等定期的な面談 のほか、必要に応じて面談または電話対 応を行う。

ゴール(中期計画の目的を達成するため、近づくための目印)② **働くことも、生きることも大事にします。**

ゴールしたといえる、あるべき姿・なりたい状況	あるべき姿・なりたい状況になるための活動
【びわ湖ワークス】	
利用者が、余暇活動や勉強会等、作業以外の活動	花見、調理実習、登山(いずれも土曜日に
を通して社会経験を増やすことで、生活の幅が広	実施)、外部講師を招いての勉強会(平日
がる。卒業生についても活動に参加することで充	半日)の実施。
実した余暇を送ることができるようになる。	卒業生(就職者)には、案内を送付する。
(評価方法と指標)	
現利用者の70%が、いずれかの活動に参加す	
る。	
【ジョブカレ】	
新しいプログラムを導入することで、利用者が、	「社会活動」というプログラムを増設し、
「人の役に立っている」「社会に参加している」とい	年4回、地域のボランティア活動に参加
う意識を持ち、自己肯定感を高められるようにな	する。
る。	

(評価方法と指標)

プログラム実施後にアンケートを取り、「人の役に 立っている」「社会に参加している」と感じられた 利用者が50%いる。

【能登川作業所就労継続支援 B 型】

コミュニケーション力の向上および、対人関係のトラブルを減らすことができるようになる。

(評価方法と指標)

3月に、利用者に自己評価をしてもらい「社会スキルが身に付いた」と答える人が50%以上になる。

取り組みたい課題別にグループ分けを し、各グループについて月1回のSSTを 実施する。

【能登川作業所生活介護】

作業所外での活動を増やすことで、利用者と地域 の人々や外部とのコミュニケーションが活発にな る。

(評価方法と指標)

- ① 作業所外での活動に、希望する全ての利用者 が参加する。
- ② 地域の人々や外部との関わりが持てた活動となった活動数が、全体の70%になる。

1 ヶ月に1~2 回、ペットボトルや段ボールのリサイクル、配達、物品返却等、外部での活動の機会を設ける。

活動の中で、挨拶等、コミュニケーション を積極的に図ることができるよう職員が サポートする。

【マイルド五個荘】

その人にふさわしい役割と出番をつくり、お互い の存在を等しく認め合い、一人ひとりが作業所の 主役になる。

(評価方法と指標)

毎月、何らかの役割(係)を担った利用者が70%以上いる。

「昼食前のテーブル拭き」「花の水やり」 「作業机の整理」「お弁当洗い」など、一人 ひとりの強みに応じた役割(係)を職員が 見出し、依頼する。

【マイルド五個荘】

利用者一人ひとりが自分の願いを、自分なりの表現で他人に伝えられるようになる。

(評価方法と指標)

- ① 「わくわくフライデー」のメニューを2種目以上 選択した人が90%以上いる。
- ② アンケートで「わくわくフライデーに来年も参加したい」と回答した人の割合が90%以上いる。

「わくわくフライデー」の種目を広げる。 自分で選び、自分で決める機会を提供す るとともに、その人に合わせた意思決定 支援をする。

※わくわくフライデー〜買い物や外食等、複数の活動の中から、利用者が主体的に選んで参加する活動

ゴール(中期計画の目的を達成するため、近づくための目印)③

今までのいいことと、これからのいいことで移転後の未来を描き、形にします。

ゴールしたといえる、あるべき姿・なりたい状況	あるべき姿・なりたい状況になるための活動
【グロー東近江相談支援事業所】	
3障害の対応ができる相談支援事業所になる。	相談支援員が各種研修を受け、スキルア
(評価方法と指標)	ップを図る。
年度末までに上記の見通しが立つようになる。	
【エリア全体】	
能登川作業所等の移転後の機能(事業内容)とそ	能登川作業所等の移転に関するワーキン
の機能を果たすことができる建物のイメージを、	ググループを立ち上げ、5 月から毎月開
エリアに関わる人たちの意見を基にまとめる。	催する。
(評価方法と指標)	アンケートや直接聴取により、ワーキング
年度末までに上記のイメージをレポートとして形	グループのメンバー以外の意見も集め
にする。	వ 。

令和5年度 オープンスペースれが一と 事業計画

通所事業・居宅事業・相談支援事業を中心に置き、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」をモットーに地域ニーズに応えるため、事業枠を変更するなど柔軟な対応と工夫を凝らしてきた。この20年超の取組を振り返りながら、地域ニーズの次に期待されるサービスとは、私たちが本当に届けたいサービスとは何かについて、事業精査を含めた見極めを開始する。

1. 地域ニーズから世代ニーズへ(時代に向き合う取組)~矜持と実践~

・世代ニーズに応えるサービス創出について考える

日常支援はもとより、周辺コミュニティーから見える事象や相談支援から感じるニーズなどを常時共有し、その糸口を探る→「令和無財の七施との共有」 言葉や表現に(地域・世代など)惑わされず、多様化している利用者やその家族から見える「本当に必要な相談・サービス」について考える

2. 『令和 無財の七施』構想(つどいの広場的取組)~創出と発信~

・私たちが思い描く「集える場所」づくり

福祉サービスにとらわれない「つどえる場」をイメージし、アクションを起こす1年(Plan計画・Do実行) →次年度へ(Check評価・Act改善) アクションは七項目に制限せず、自由な発想の芽吹きを期待 月1回を目安に実施し、状況によっては連続性を持たせるなど、利用者の社会参加と職員の自己実現を達成するための序章 ゆっくり流れる時間・穏やかな時間を取り戻す →デジタル性に頼らない部分

3. Across the legato(横断する取組)~思考・議論・実践~

・エリア全体で取り組む姿勢

月1回定例開催のエリア連絡会議を中心にしたルーティンワーク(実務力・技術力) イレギュラーに対応出来る瞬発力を養う~情報共有システム活用→持久力へ繋ぐ

・誰もが有用の存在と認め合える職員集団

職員夫々のライフステージへの配慮→この職場の一員であることの安心感を

・サービス向上委員会

各委員会のバージョンアップ→役割認識と能動的活動(全職員への浸透) 策定必須・実施必須事項の再確認(訓練・研修等)

・経年劣化に伴う修理修繕計画

設備や器具機材等の耐用年数再確認→修繕計画の策定

令和 5 年度 滋賀県発達障害者支援センター 事業計画

事業概要(現状と課題)

- ○発達障害を有する障害児者に対する支援を総合的に行なう拠点として、滋賀県発達障害者支援センターが設置されました。
- ○発達センターは、現状一般的な相談対応に追われ、支援体制の整備や支援者支援、人材 育成等の三次機関としての役割を十分果たしているとは言い難い。
- ○個別相談のケースを減らし、本来、発達センターが果たすべき役割の機能強化を図って いく必要がある。

1. 発達障害児者・家族に対する相談支援・事業所支援

- ・個別相談については、基本的に一次機関である市町を案内する。ただし、市町が受けることのできないケースについては、関係機関と連携しながら支援を行う。
- ・県センターが一次機能の役割を果たしているケースについては、支援事業所(地域支援マネージャーが在籍)が担う二次機関や市町に繋ぐなど、ケースの引き継ぎに向けた情報共有を図る。
- (1) 相談支援の実施

何らかの理由で市町にて相談できない県民に対しての発達相談・就労相談を実施する。

(2) 発達障害者(児)支援にかかるコンサルテーション事業

教育機関や障害福祉サービス事業所、相談支援機関、行政、企業等に訪問し、発達障害の特性理解やアセスメント、対応の工夫や支援方法のアイデアについて検討する。 【目標値 事業所等 25か所】

(3) 地域支援事業

地域で開催される各種協議会等に参加し、発達障害の啓発・助言等を行う。

① 発達障害者支援センター連絡協議会等の開催

【目標値 年1回】

② 障害者総合福祉法第89条の自立支援協議会等への参加 【目

【目標值 20会議参加】

③ 他の協議会(滋賀県特別支援教育支援委員会・発達障害者 雇用支援連絡協議会等)等への参加

【目標值 20会議参加】

2. 研修事業

(1) 発達障害者支援キーパーソン養成研修事業

県内の支援者に対する専門研修を実施し、発達障害者支援を専門的に実施することが できる人材を養成することにより、福祉圏域における発達障害に関する相談支援の充 実をはかる。

今年度から、基礎研修・実践研修に分けて実施し、両研修を修了した方に対して、県より 修了証の発行をする。

(2) 県民講座および支援者講座

キーパーソン養成研修プログラムのうち、講座の一部を一般公開し、発達障害者支援の普及啓発を行なう。

3. 家族支援普及事業

- (1) ペアレントメンター養成・フォローアップ研修 ペアレントメンターの養成とフォローアップ研修を実施する。また、ペアレントメンター と市町の担当者との情報交換会の開催(年1回)。
- (2) ペアレントトレーニングの市町への普及を図る 国のモデル事業を受託(2年目)し、ペアレントトレーニングの普及をはかるため、市町 担当者に対し、ペアレントトレーニングファシリテーター養成研修・フォローアップ研修 を開催する(年1回)。 市町への普及の手法について検証・分析を実施する。

4. 職員の育成

- (1) 個別目標に基づく面談を実施(年2回) 個別目標を職員個々が設定し、目標の達成に向けての面談を実施する。
- (2) メンタルヘルスの向上と職員の時間管理の意識を高める燃え尽きを防ぐ、迷いや悩みのシェアリングタイムの実施。

5. 発達障害者支援センター業務の内容・県施策に関する協議

各事業の評価と今後の方向性について県主管課と共有・協議の場を設ける。 発達障害者支援にかかる相談・支援状況等のデータを分析し、発達障害者支援施策の課 題整理を行なう。

令和 5 年度 滋賀県地域生活定着支援センター 事業計画

1. 基本方針

- ・刑事上の手続き又は保護処分による身体の拘束が解かれた後、高齢よること又は障害を有することにより自立した生活を営むことが困難と認められる人に対して、地域生活定着のための伴走的な支援に取り組みます。
- ・支援に際しては、支援対象者の主体性を尊重し心身の状況に配慮した意思決定支援を行います。
- ・支援対象者にとって適切な居場所が継続的に確保されるよう、常に地域の福祉関係機関や必要な社会資源との連携を図ります。
- ・これらの活動を安定的・効果的に実施するための事業運営と人材の育成、安心安全な職場環境の確保に取り組みます。

2. 事業内容

(1) 相談支援等業務(矯正施設退所予定者の帰住地等調整支援)

①コーディネート業務

- ・他都道府県地域生活定着支援センターからの支援業務協力依頼を受けて、高齢または 障害により選定された「特別調整」対象者について、矯正施設内での面接を行い立案し た「福祉サービス等調整支援計画」に基づき、退所となるまでの期間において、帰住先 および必要な福祉サービスや社会的支援等の調整を行う。
- ・また、帰住先のある「一般調整」対象者については、大津保護観察所の協力依頼を受けて、退所となるまでの期間において、必要な福祉サービスや社会的支援等の調整を行う。

②フォローアップ業務

・滋賀県内に帰住した「特別調整及び一般調整」対象者が、必要な福祉サービスや社会的 支援等を適切に受け、地域で安定して生活できるように、本人又はその関係者への側 面的支援を行う。

③相談支援業務

・フォローアップ対象者を除く矯正施設退所者のうち、障害又は高齢により福祉サービスや社会的支援等を必要とする本人又はその関係者からの相談に応じて必要な支援を行う。

④被疑者等支援業務

・刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、 釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援を行う。

(2) 地域ネットワーク強化業務

- ①地域福祉支援検討会
- (ア)司法福祉アセスメント委員会
 - ・触法となった背景要因を明らかにし、必要な支援と配慮を検討する委員会を実施する。 構成は精神科医・精神保健福祉士・主任介護支援専門員・社会福祉士・相談支援専門 員・知的障害判定員・矯正心理技官・有識者・地域の支援関係者及び福祉行政等。
 - ・3回/年実施予定。加えて必要に応じて実施。

②福祉事業者巡回開拓

(ア)ネットワーク部会

- ・県内の様々な社会的支援に携わる人たちの自由な情報交換、登録事業所や自立支援協議会等への関連研修情報や事例検討会等の企画・発信を行う。
- ・福祉事業者や企業へ3か所以上訪問する。
- ・地域自立支援協議会7か所以上において情報提供・事例検討会を実施する。
- ・各市町の重層的支援体制整備事業担当部署へ6か所以上訪問する。

(イ)地域住民等の理解を進める啓発活動

- ・地域住民等の理解をすすめる啓発活動を実施する。
- ・保護司、民生委員等に対する事業啓発を3か所以上で実施する。

③地域福祉研修の実施

(ア)個別プログラム支援部会

- i. 依存症ネットワーク会議への参画
- ・年2回以上、会議へ参画し定着センターによる支援ノウハウの共有を行う。
- ii. 性的課題を持つ人の為の keep&safe プログラムを実施と普及
- ・令和4年度から開始した全38回プログラムを完遂する。
- ・プログラムの短縮版(10回程度)を開発する。

④広域業務

(ア)被疑者等支援連携会議

・検察・保護観察所・少年鑑別所等と連携し刑事手続きの段階で福祉ニーズをスクリーニングし、情報共有と協議を行う。12回/年実施。

(イ)コーディネート連携会議

・保護観察所が主催する矯正施設からの退所者支援に関する情報共有と協議を行う会議に参画する。構成は保護観察所・刑務所・拘置所・更生保護施設・矯正管区等。2回/年参画。

(ウ)事業推進委員会

・地域生活定着促進事業をサポートする様々な機関・団体に対し、当センターの事業実施 状況を共有し客観的な評価を受ける。また各機関による意見交換及び情報交換を行う。 構成は、医療・住居・児童・救護・障害・高齢・矯正・更生保護等の機関団体。2回/年以 上実施。

(工)入口部会

- ・市町の再犯防止推進担当課等を中心としたエリアの支援を考えるため、県健康福祉政 策課が主催する会議に参画する。構成は各市町行政の再犯防止推進担当課。
- ・2回/年以上参画する。

(オ)全国地域生活定着支援センター事業への協力

・広報部会員として、機関誌の発行等を担当する。

(3)支援の質の向上及び人材育成等

- ①事業所内ミーディングの実施
- ・相談支援等業務を実施するにあたり、事業所内ミーティングを定期的に実施し、支援 対象者の情報共有、支援検討、スーパーバイズ等を実施する。毎週1回実施。

②研修の受講

- ・全国地域生活定着支援センター協議会が実施する実務者研修について、各相談支援員 の経験年数に応じたプログラムを受講する。
- ・上記研修に加え、1つ以上のソーシャルワーク実践に関わる研修を各相談支援員が受講する。

令和 5 年度 滋賀県高次脳機能障害支援センター 事業計画

A 中期計画(令和5年度~7年度)目標実現のための具体的な取組み事項

1. 医療・社会への啓発:当事者・家族が安心して暮らすために、高次脳機能障害に気づくことができる社会資源を増やす

中期計画で設定している内容	1年目(令和5年度)	2年目(令和6年度)	3年目(令和7年度)
①支援ガイドブックに掲載で きた医療機関との連携強 化	医療関係機関間の連絡協議会を組織化する ための情報収集	医療関係機関間 の連絡協議会立 ち上げ準備	医療関係機関間 の連絡協議会の 開催(全圏対象)
②支援ガイドブックの活用を 促す	支援関係者向け支援ガイドブックデータの配布	ガイドブックテー タの使い方につ いての啓発活動 とデータの更新	ガイドブックデー タの活用結果の 評価と見直し
③滋賀県立むれやま荘等の 社会資源と協力して、当事 者や家族の活動を広げる	むれやま荘とのコラボ 事業の実施(SST、失 語症カフェ、家族交流 会等)	むれやま荘との コラボ事業への 参加・体験者を 増やす。	実施事業所が増 えるように、事業 実施の評価を行 う。

2. 圏域の人材育成: 高次脳機能障害の多様な症状に対応できる人材を育成する

中期計画で設定している内容	1年目(令和5年度)	2年目(令和6年度)	3年目(令和7年度)
①専門研修(初任者・フォローアップ)の実施	初任者・フォローアップ 研修の実施	初任者・フォロー アップ研修の実 施	実務者の意見交 換会開催
②厚労科研で作成されたカ リキュラムの作成、参加。 作成したカリキュラムを実 施・普及する	会議参加・研究協力	会議参加・研究協力	会議参加・研究協力

3. 社会的行動障害の支援維持のための仕組みづくり:三次機能として地域支援のバックアップ機能を充実する

中期計画で設定している内容	1年目(令和5年度)	2年目(令和6年度)	3年目(令和7年度)
①専門相談支援員への情報 提供サイトの運営	チームコミュニケーショ ンツールの検討と情報 交換	チームコミュニケ ーションツールの 活用と運営	チームコミュニケ ーションツールの 評価・見直し
②専門チームのアウトリーチ を積極的に活用する	アウトリーチ結果から の効果測定と分析	専門チームアウト リーチ地に関す る政策提案	圏域ごとの専門 チームアウトリー チの展開
③職員の地域への繋ぎプロ セスとスキルを整理し強化 する	センターの一次相談についての量質分析(センター機能の明確化)	地域との協働連携ケースの量質分析(センター機能の明確化)	支援者支援ケー スの量質分析(セ ンタースキルの 明確化)

B センター運営事業

(1)基本方針

当センターは県域全体を対象とする三次の相談機関として、各市町及び圏域の団体や 行政、滋賀県医療福祉相談モール構成団体と連携し、今日求められる相談支援ニーズに 応えていくとともに、当センターの事業を通して見える課題や支援のあり方について整 理する意識を常に持ち、機会を捉えて発信することを使命とする。

(2)事業内容

① 相談支援事業

高次脳機能障害者(児)等や家族、または行政や支援者等からの相談に対し、必要な調整を図り、関係機関と連携して対応する。

- ② 支援専門チーム事業
 - (ア)高次脳機能障害支援センター及び地域支援における困難事例にかかる事例検討を 実施する。
 - (イ)地域支援における個別支援会議への参画及び助言を行う。
 - (ウ)地域支援の現場における助言及び指導(アウトリーチ活動)を行う。
 - (エ)(ア)から(ウ)を通じ、高次脳機能障害者(児)の相談支援体制にかかる課題の整理 及び検討を行う。
- ③ 普及啓発事業
 - (ア)県内の市町や地域の相談事業所、福祉サービス事業所等各関係機関、地域住民に対し、高次脳機能障害への理解を深めることを目的に研修会を開催するとともに、 講師の派遣等を行う。
 - (イ)滋賀県高次脳機能障害支援専門員養成研修を実施しより身近な地域で専門的な支援を実施することができる人材を養成する。初任者研修とフォローアップ研修を令和6年度までは毎年両方の研修を実施し、その後は隔年で実施する
- ④家族会との連携
 - (ア)家族会の活動への協力を行う。
 - (イ)滋賀県高次脳機能障害リハビリテーション講習会に実行委員として参画する。
- ⑤ SST事業

高次脳機能障害者に対して就労とその継続に向けたコミュニケーションスキルの向上の促進を目指し、より効果的な人との関わり行動を身につけることができるプログラムを実施する。

- ⑥ その他
 - (ア)高次脳機能障害支援に関する厚生労働科学研究事業への参画
 - ・高次脳機能障害の障害特性に応じた支援者養成研修カリキュラム及びテキスト開発 のための研修 3年目/3年
 - ・障害特性サービス等における高次脳機能障害者の支援困難度の評価指標について の研究 1年目/2年
 - (イ)全国高次脳機能障害連絡協議会実務者研修への参加
 - (ウ)全国高次脳機能障害連絡協議会への参加
 - (エ)近畿ブロック連絡協議会への参加
 - (オ)その他、高次脳機能障害支援に関する必要な活動

C 圏域ネットワーク事業

(1)基本方針

圏域内の医療(リハ含む)・介護・保健・福祉・労働等の関係機関の参画により、圏域の 課題整理や解決に向けた方策の検討を行うネットワーク会議や高次脳機能障害者の 支援に向けた人材の支援に向けた人材育成や啓発を目的とした研修会、支援の向上 のための事例検討会等を実施し、支援体制の整備を図る。

(2)事業内容

- ①連絡調整会議(ネットワーク会議・研修会・事例検討会)の開催
 - (ア)ネットワーク構築に向けた最終調整圏域である湖南圏域での連絡調整会議を開催する。
 - (イ)甲賀、大津、湖東圏域については、圏域の幹事機関のバックアップ機関として機能し、 その他の圏域についてはセンターが主体となってネットワークの構築を図る。

②広域調整活動

圏域間の広域調整を行うとともに、各圏域における連絡調整会議等のネットワークづくりを支援する。

令和5年度 法人企画局事業計画

① ホームページの更新による対外発信の強化

開設から 10 年以上が経っている法人の公式ホームページのリニューアルに向け、年度内のリニューアルを目標に、新ホームページの基本設計、リリースまでのロードマップの策定、予算の見積もり、課題の洗い出しと検討を進める。

② クラウドウェア活用促進による法人内コミュニケーションの活性化

職員の働きやすさと日々の業務・支援の質と効率性を上げていくことを目的に、5月 より全正規職員にアカウントが付与されるクラウドウェア「ガルーン」の活用促進を 中心に、事業所を越えた法人全体での情報共有・コミュニケーションを活性化する施 策を実施する。

③ 民間助成金等の活用を通じた事業活性化

各事業所における新しい取り組み、課題の解消による事業活性のため、民間助成金の 更なる活用を見据えて、近年の法人内での助成金の申請状況や申請先の洗い出しと分 析、各事業所での今後の事業申請に向けた提案、情報提供等を行う。

④ 障害者の文化芸術活動の推進および国内外への発信

2025年度大阪・関西万博にむけた「日本博」事業等の取り組みを中心に、一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会および滋賀県と連携し、各関係者と調整を図りながら、障害者の文化芸術活動を推進し国内外に発信に取り組む。令和 5 年度については、2025大阪・関西万博に向けた文化芸術ユニバーサル・ツーリズムプロジェクトの企画制作に従事する。

⑤ 民間事業者等との協働によるプロジェクトの実施

民間事業者等への働きかけを通じて、法人内の事業活性につながるプロジェクトの実施・協働、また県内の地域共生社会づくりの推進に寄与できる仕組みの創設等に取り組む。